

埼玉県告示第千二百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ネットワークあゆみ

三 代表者の氏名

近江 正弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市北原台三丁目三番一〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、家族、スタッフ、またそれらを支える地域の人々の声を活かし、障害を持つ人が、住み慣れた地域の中で、安心して豊に暮らし、ていくための幅広い支援事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPO和会

三 代表者の氏名

山崎 貞人

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市野火止五丁目一番七号

五 定款に記載された目的

本法人は、高齢者等に対し、各自各様の課題を整理し自立生活のあり方などを検討し、地域の特質を調査して地域に存在する資源と善意を結集して、何時までも安心して快適に住み続けられる環境の整備を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人富士見市民大学

三 代表者の氏名

小山 健次郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市上沢一丁目四番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、富士見市民が現代社会に対応できる社会学習と市民参加のまちづくり協働活動の事業を行い、豊かな地域社会の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川

越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートあおい

三 代表者の氏名

樽角 才次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市仙波町二丁目十六番地

五

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の福祉の充実と社会参加の促進を図り、併せて自立の向上が目指せる生活の場を創造し、精神障害者とその家族が安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(埼玉県NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワーカーズコレ

クティブ a.n

三 代表者の氏名

平林 洋子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市富士見二丁目二十一

五くらぶメゾン鶴ヶ島

五 定款に記載された目的

この法人は、自分と仲間、地域の人達に対し、相互扶助を行い、豊かな地域社会を創造することを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部

NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振

興センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県

NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供す

る。

平成二十年九月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年九月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人彩の

さとD・I 出合いサポートセンター

(変更後) 特定非営利活動法人行田

結婚支援センター

三 代表者の氏名

荒木 幸二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市忍二丁目十五番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の中高齢者の参画により独身男女の出会いと交流をサポートして地域の活性化を計りサポートする側に励みと、サポートされる側には喜びとなり双方の幸福を築く拠点となる事を目的とする。

埼玉県告示第千二百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年九月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 解除に係る保安林の所在場所

比企郡ときがわ町大字玉川字日野原

八百七十九の七、八百七十九の十五、

八百八十九の四、八百九十四の六、八

百九十四の七、八百九十八の七

比企郡鳩山町大字竹本字上宮ノ入千

三百三十二の三、千三百三十二の四、

字大貫千三百三十三の二、千三百三十

三の五、千三百三十九の三

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

道路用地とするため

埼玉県告示第千二百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年九月十日認可した。

平成二十年九月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一名 称

上用水堰土地改良区
二 事務所の所在地
東松山市

埼玉県告示第千二百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

秩父都市計画墓園

一号 秩父聖地公園

二 都市計画を変更する土地の区域

秩父市大宮字上ノ台、大宮字東平、大宮字峯沢、大宮字中峯沢、大宮字市道、大宮字上後矢追、大野原字峯沢及び横瀬町大字横瀬字十五番地内

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部公園課、秩父市地域整備部公園課及び横瀬町建設課

四 縦覧期間

平成二十年九月二十六日から平成二十年十月十日まで

埼玉県告示第千二百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年六月六日

指令東整第二〇〇二四〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月十二日第三十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字菅谷字西裏四六八

―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字菅谷四六八―三六

木村 孝之

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年三月三十一日

指令飯整第一九〇〇五三〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月十二日

飯整第二〇〇〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町若山一丁目一番三の

一部、六の一部、七の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市脇田本町一四番地一二

株式会社第一住宅

代表取締役 河野 経夫

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十年六月十日

第二〇〇〇八〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月十二日

第二〇〇〇五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字鞆負字山ノ前三五

五―二、三五五―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字鞆負三五五―二

吉田 正典

二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十年八月二十一日

第二〇〇〇二五二号

二 検査済証番号

平成二十年九月九日

第二〇〇〇五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字須江字タイカウ三

二〇―一の一部、三二〇―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市伊勢原町五―五―三 グリー

ンコモンズ川越三号棟 三〇八号室

日下 重次

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十年八月二十六日

第二〇〇〇五九〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月九日

第二〇〇〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字高野倉字母貴四三

四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市大字石井二一四六 イーグル

工業新町社宅二〇三号室

佐藤 貴弘

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成十九年十月十九日

第一九〇〇九三〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月九日

第二〇〇〇五八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字大橋字板谷一二七

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字大橋一八一三

堀口 祐一

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井順一

一 許可番号

平成二十年八月二十一日

指令杉整第二〇〇〇七四〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月十一日

杉整第八三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字木野川字向台四

六二一一二七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町清地二丁目二番五号

県営杉戸清地団地一―二〇四号

松永 真樹人

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井順一

一 許可番号

平成二十年九月十一日

指令杉整第二〇〇〇六七一号

二 検査済証番号

平成二十年九月十一日

杉整第八三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字木野川字向台四

六二一一八三、一八四、一八五、一八六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字宮前二―二番地

二六

木村 英史

木村 千津子

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井順一

一 許可番号

平成二十年六月十二日

指令杉整第二〇〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月十一日

杉整第八三八一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字鷲巢寺前三六

九―三五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字鷲巢三七〇番地

八

田村 朋仁

埼玉県教委告示第三十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十年九月十九日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一日時

平成二十年九月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一号 埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十一年度当初教育局等職員

人事異動方針について

ロ その他

埼玉県選管告示第百三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、東松山市選挙管理委員会から次のとおり名称及び管理者の変更があった旨の報告があった。

平成二十年九月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧)唐子コミュニティセンター (新)唐子市民活動センター	東松山市下唐子一六〇四番地四	東松山市長	二五〇人
(旧)東松山市農村環境改善センター (新)野本市民活動センター	東松山市大字下野本六一〇番地一	東松山市長	二五〇人
高坂丘陵市民活動センター	東松山市松風台八番地二	(旧)東松山市教育長 (新)東松山市長	一〇〇人
平野市民活動センター	東松山市大字東平五六七番地一	(旧)東松山市教育長 (新)東松山市長	一〇〇人

高坂市民活動センター	東松山市大字宮鼻八六〇番地二	(旧)東松山市教育長 (新)東松山市長	二〇〇人
大岡市民活動センター	東松山市大字大谷三四〇〇番地一〇	(旧)東松山市教育長 (新)東松山市長	一〇〇人

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)